

兩市に於ては第一、社民黨の優位な地盤である、第二、労働者層の組織が殆んどない、第三我黨の支部は選舉戦を通じて始めて組織されたといふまつたく同一の條件の上に選舉闘争が展開されたのである。

函館には選舉後、函館合同労働組合が組織された。

労働組合者

東京府六郷町 町議 一四八 大點第五位 社民黨

大坂市西淀川市議 一七〇 八 大點第二位 社民黨 一二一 大點第四位

函館市 同 一六九 大點三位 社民黨 四七四 當選二八位

川越市 同 三一 大點第六位 社民黨 一八〇 當選第六位

労農黨 二六一 大點第五位

中立 一四四 大點二位

一八〇 當選第六位

(4) なほ支配階級は劣悪なる選舉妨害の新たな戦術を

つくり出したことをこの機會に報告しておきたい。函館

の市當局は最終日の討論戰を集中すべき会場たる學校を故意に同一の場所を我黨と社民の兩黨候補に貸與契約をして演説會の開會時間までこれをかくしてゐたが、かく

市當局はつひに我黨に會場契約の取消命令を發し、最

終日の大衆動員の努力と演説會の開會を躊躇したのである。函館支部は市長を被告として選舉妨害の告訴を提起

五、日常宣傳闘争

1、闘争方針の樹立

合同直後の第一回中央執行委員會に於て決定されたる左の如き闘争方針を通過した。(七二九日通電一號)

闘争方針

一、凡ての演説會を組織化し、効果を確保すること。

二、本部關係の辯士に対する交渉は必ず本部宣傳部を通じて行なう。

三、支部主催演説會への出席辯士交渉は必ず、一團體闘争會を通じて行なう。

4、辯士に対する態度(交渉費)は必ず主催者に於て算定せらる。

五、本部宣傳部の通過の各演説會(本部關係の辯士出演の演説會の意)

に於ける組合はその五箇所と本部宣傳部に納入する。但し東京府下は「の限りにあれば」

2、全國的大遊說

七月二十八日より八月三十一日に至るまでを第一期全國的遊說期間として左の如く辯士隊を編成した上、あらゆる彈壓を排撃粉碎し闘争した。

全國遊說辯士隊

一、第一隊(九人、四國地方)辯士(麻生、河原、今村、古賀、安藤)

二、第二隊(秋田、新潟地方)辯士(鈴木、川井、石山、三宅、川出、

して日下係争中である。

三、立候補せざる地方に於ける選舉闘争の件

宇和島市の市議選舉(一〇月一五日)宮城の縣會議員補缺選舉(九月八日)その他、黨の組織を持つ地方で選舉

闘争がおこなはれたにかゝらず立候補しなかつたところに於ては、選舉戦による刺戟によつて無産大衆の政治的關心のたかまれるをとらえて、日常闘争をまきおこしたがしかしかゝる地方に於ける選舉闘争は未だ充分であつたとは断じ難い。

四、農會總代選舉の件

農村委員會との協力のもとに、農民の農會進出のために努力しつゝある。

五、宣傳部報告

部長 松本淳 三

宣傳部闘争報告は便宜上左の如く區別することが出来る

1、闘争方針の樹立

2、全國的大遊說

3、爭議應接

4、選舉闘争應接